

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第11－21－00009号		
件 名	水道局本局庁舎空調設備保守管理業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 21日 午前 9時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,125,200 円	主 管 課	11 総務課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000013330 (株) 東洋建物興業		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 東洋建物興業							落札
		1,932,000					
(備 考)							


a 0 4 1 1 2 1 0 0 0 9 a

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 4 年度

契 約 番 号	第22－21－00001号		
件 名	水道局新琴似庁舎冷暖房空調設備保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 21日 午前 9時 30分		
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	1, 100, 000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	22 北部料金課
		最 低 制 限 価 格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落 札 (決 定) 業 者	60000036920 札幌施設管理 (株)		

(単位：円)

指 名（見 積）業 者 名	入 札 （ 見 積 ） 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 １ 回	最 低 金 額	第 ２ 回	最 低 金 額	第 ３ 回	最 低 金 額	
札幌施設管理（株）							落札
		1,000,000					
(備考)							



 a 0 4 2 2 2 1 0 0 0 1 a

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第51－21－00006号		
件 名	水道局川沿庁舎冷暖房空調設備保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 21日		午前 9時 30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,310,000 円	主 管 課	51 中部配水管理課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000015640 (株) 熱研社		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 熱研社							落札
		2,100,000					
(備 考)							


a 0 4 5 1 2 1 0 0 0 6 a

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第73－21－00011号		
件 名	定山溪浄水場冷暖房空調設備保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 21日 午前 9時 30分		
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	990,000 円	主 管 課	73 白川浄水場
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落 札 (決 定) 業 者	60000105550 東テク北海道 (株)		

入 札 （ 見 積 ） 経 過 (単位：円)

指 名（見 積）業 者 名	入 札（見 積）金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低	第 2 回	最 低	第 3 回	最 低	
		金 額		金 額		金 額	
東テク北海道（株）							落札
		900,000					

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 4 年度

(単位：円)

a 0 4 1 5 2 1 0 0 0 1 1 a

業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 水道局収納金集金業務
- 2 特定業者名 株式会社 北海道銀行
- 3 特定理由 下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

(1) 業者の特定

水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は札幌市水道局会計規程第 29 条の規定により、収納した日もしくは翌日までに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

過去には、出納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならないとなった。払込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で出納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名の職員で運搬しなければならない。

また、水道局各庁舎等で領収した収納金と収納原符の取りまとめ及び払込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化を図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。

上記業者は、札幌市水道局と出納取扱金融機関として複数年の契約を結んでおり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読取処理及び収納データ作成まで一連の業務を行っている。

これらのことから、当局の仕様に沿って指定期日までに安全・確実に払込業務を遂行できる唯一の業者である株式会社北海道銀行を特定する。

(2) 根拠規程

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

(3) 参 考

令和 2 年度上期業務実績

集金取扱回数	836 回	(前年度実績	766 回)
集金取扱袋数	2,856 袋	(前年度実績	3,330 袋)
集金取扱金額	83,192 千円	(前年度実績	123,251 千円)

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 : 上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務
- 2 特 定 業 者 : 株式会社 北海道銀行
- 3 業 務 内 容 : 各金融機関及び水道局で支払われた上下水道料金並びに口座振替により支払われた上下水道料金等のデータを読み取り、収納データの作成を行う業務である。
- 4 特 定 理 由 : 金融機関等の窓口や口座振替で支払われた水道料金については、上下水道料金オンラインシステムへ収入日等を早期に反映させるため、当局の電算処理に沿って指定期日までに収納データの読み取り及びシステムへの取込が可能な収納データの作成を行う必要がある。このため、収納原符の取りまとめから収納データの読み取り、収納データ作成までの一連の業務を同一業者に一括委託することで、収入確認の最短化と、未収金に係る収納業務の効率化につながるものである。
上記業者は、当局の出納取扱金融機関であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等のすべての収納金及び収納原符の取りまとめを行っており、本業務を一括して履行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定する。
- 5 根 拠 規 定 : 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」
に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第15－21－00001号		
件 名	上下水道料金スマートフォン決済収納代行業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 21日 午前10時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	58 円	主 管 課	15 営業課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000107630 (株) 電算システム		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 電算システム		53					決定
(備 考)							
単価契約							


a 0 4 1 5 2 1 0 0 0 1 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

上下水道料金スマートフォン決済収納代行業務

2 事業者名

株式会社電算システム

3 特定理由

本業務は、現行の上下水道料金コンビニ収納代行業務で使用している納入通知書のバーコード情報を利用して、既に発行している納入通知書も含めた全ての納入通知書でスマートフォンやタブレット等のアプリで決済を可能にするものである。

現在、納入通知書に使用しているバーコードは、コンビニ収納代行業務を受託している上記事業者の事業者コードが入っているものである。

本業務は当該バーコード情報を利用する必要があるものであることから、履行可能なのは、上記事業者のみである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

令和 4 年度

(単位：円)

a 0 4 1 5 2 1 0 0 0 2 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

水道料金等のクレジット収納に係る情報処理業務

2 事業者名

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

3 特定理由

当業務は、クレジットカード支払い申込書の情報をもとに、データベースを作成し、クレジットカードの有効性確認、請求・収納などのクレジット収納関連情報の授受及びデータの一括処理を当局と各クレジットカード会社の間で継続的に行う業務である。

当業務を履行するには、以下の仕様を備えた情報処理システムを保有し、カード請求業務を円滑に履行することが求められる。

①当局が契約するすべてのクレジットカード会社のシステムとのデータ連携が可能であること。

②当局が保有する上下水道料金オンラインシステムのクレジット収納機能に係るデータ（登録・請求・消込等）と連携が可能であること。

③当局の電算スケジュール等に適宜対応が可能であること。

上記業者とは令和3年3月31日付けで、令和3年度の契約を締結し、同年8月の業務開始まで、短期間で①～③の仕様を備えたシステムの構築や、水道局及びカード会社との接続等について準備を進めてきた。8月下旬に前受託者から業務を切り替えた後、事業者間のシステムや運用の違いにより、一部のスケジュールに影響がある等、従前とは異なる対応を行う必要が生じた部分があったが、その都度修正等を行い、現在においても安定的な稼働を実現するため調整を実施している。今後、事業者が変更になった場合の影響を最小限に抑えるため、現行事業者の協力により、事業者間のシステムや運用の違いを考慮した仕様を構築する必要がある。

このような状況において、短期間で委託事業者を変更することにより、カード会社との間の接続に係る調整等を新たに実施する必要が生じ、委託事業者ごとのシステムや運用の違いにより、クレジット収納に係る処理が安定的に稼働せず、カード制利用者（水道料金等をクレジットカードで支払っている利用者）に混乱を生じさせる可能性がある。

る。

以上により、現行委託事業者である上記業者は、現時点において当業務を継続的・安定的に履行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第13－21－00001号		
件 名	財務会計システム維持管理業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 21日		午前10時 30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	7,804,500 円	主 管 課	13 財務課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000052491 (株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		7,095,000					決定
(備 考)							


a 0 4 1 3 2 1 0 0 0 1 a

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

記

1 件 名

財務会計システム維持管理業務

2 業者名

(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道

3 特定理由

本業務は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道社製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社しか存在しない。

このことから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第13－21－00003号		
件 名	ユーザ管理システム保守業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 21日		午前10時 30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,762,200 円	主 管 課	13 財務課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000052491 (株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		1,602,000					決定
(備 考)							


a 0 4 1 3 2 1 0 0 0 3 a

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 ユーザ管理システム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に利用開始したユーザ管理システムについて、定期的なログの確認や、不具合発生時の調査・復旧作業等を行うものである。
ユーザ管理システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道が当局の調達仕様に基づき専用に開発したものであり、同業者はシステム構造やシステム改修方法について把握している唯一の業者であるため、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 料金統合サーバ運用支援及びシステム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に調達した上下水道料金オンラインシステムの新サーバ（以下、「料金統合サーバ」という。）について、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。
料金統合サーバでは、重要性が高い料金システム及び窓口システムが稼働しており、安定稼働が求められている。このため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、料金統合サーバの構築業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第74－21－00003号		
件 名	新水質情報管理システム保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 2月 21日		午前10時 30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	6,633,000 円	主 管 課	74 水質管理センター
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000052491 (株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		6,030,000					決定
(備 考)							


a 0 4 7 4 2 1 0 0 0 3 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 新水質情報管理システム保守点検業務
- 2 事業者名 (株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由

本システムは自動水質計器で測定された水源・給配水等の様々な水質情報を、収集・データベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うシステムである。

上記業務は、本システムの主要部分を構成するサーバ及びソフトウェアの定期的な点検整備、良否判断、不具合発生時等の対応を行うものである。

本システムのソフトウェアは当該業者が本市用に製作したものであり、著作権法で保護されている。そのため、本システムのプログラム構造は当該業者以外には知りえない情報である。

さらに、本システムに不具合が生じた場合には常時水質監視ができなくなり、水道水質管理に影響を与える恐れがあるため、本システムの不具合発生時においては、迅速かつ信頼性における復旧作業を行う必要がある。

従って、上記業務は本システムについて熟知・精通している当該業者しか行うことはできない。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 新業務統合サーバ移行・運用支援及びシステム保守業務（令和4年度上期）
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、令和3年度に更新した新業務統合サーバについて、サーバの移行・運用支援及びシステム保守を行うものである。
新業務統合サーバ上では、複数の業務システム（顧客管理、マッピング、ファイリング等）が稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものであるため、移行・運用支援及びシステム保守業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、新業務統合サーバの構築業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号